

地域活動支援事業を行う事業者の登録基準について(概要)

1 法人格を有すること

2 人員に関する基準を満たすこと

①管理者

常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者とする。
ただし、以下の場合で、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務との兼務可能。

ア 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合。

イ 一体的に管理する他の事業所・施設等の管理者としての職務に従事する場合。

②従業者

- ・ 指導員及び介護職員の合計数が次のとおり確保されるために必要と認められる数
※従業者のうち、1名以上は指導員とする。

※指導員又は介護職員のうち、1名以上は常勤かつ専従の者とする。

障害者の数が14人までは、2以上

障害者の数が14人を超える場合は、2に、障害者の数が14を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

例) 障害者の数

従業者

15~19人

3人以上(うち1名以上は常勤)

20~24人

4人以上(うち1名以上は常勤)

- ・ 指導員については、社会福祉法第19条規定の社会福祉主事任用資格要件に該当する者又は2年以上介護等の業務に従事した者とする。
- ・ 給食又は入浴サービスを実施する場合は、サービス提供に必要な従業者を置かなければならない。
- ・ 創作的活動を行う場合は、その内容に応じて必要な講師等の確保に努めなければならない。

3 設備に関する基準を満たすこと

相談室、訓練・作業室(1人当たり概ね3.3㎡以上)、洗面所、便所、食堂(給食サービスを実施する場合、1人当たり概ね2㎡以上)、浴室(入浴サービスを実施する場合)を有すること。

※相談室については、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

4 運営に関する基準を満たすこと

- ・ 利用定員を15人以上とすること。
- ・ 週4日以上開所し、サービスを提供する時間は1日概ね7時間程度とすること。
- ・ 非常災害用として利用者・従業者の食料・飲料水を3食分以上備蓄すること。(H28.4.1施行)
- ・ 「名古屋市移動支援・地域活動支援にかかる事業の人員、設備及び運営に関する基準」に沿った運営をすること。